

2014.6.2.制定

2019.12.2.改定

2023.4.24 改定

慶應義塾高等学校いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの発生しない学校づくりに尽力する
- (2) 生徒の声を受け止め、しっかり向き合う
- (3) 迅速かつ組織的に対応する
- (4) 専門家、保護者、関係機関との連携を図る

2. 学校及び教職員の責務

すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、専門家、保護者、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止ならびに早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

3. いじめ防止等に関する具体的な取り組み

- (1) 未然防止のための取り組み
 - ・ホームルームや学校行事、部活動を通じた望ましい人間関係の構築
 - ・自主的かつ主体的な部活動、各行事実行委員会の活動を通じた目標に向かって協働する生徒集団の育成
- (2) 早期発見のための取り組み
 - ・クラス担任による個人面談の実施
 - ・生徒、保護者の相談室利用の促進
 - ・科目担当とクラス担任との日常的な生徒情報の共有
 - ・保護者会や面談の活用
- (3) 早期対応のための取り組み
 - ア いじめ防止対策委員会を核とした対応
 - ・把握した情報に基づく対策方針の策定
 - ・役割分担の明確化
 - ・全教職員による情報共有
 - イ 被害生徒、加害生徒、周囲の生徒への取り組み
 - ・被害生徒の安全確保、相談室を中心としたケア、教育を受けられる環境の確保
 - ・加害生徒に対する組織的、継続的な観察と指導
 - ・いじめを報告した生徒の安全確保、傍観生徒への指導
 - ウ 保護者との連携
 - ・被害生徒・加害生徒それぞれの保護者との情報共有ならびに対応

エ 慶應義塾内の連携

- ・他の一貫教育校との情報共有ならびに連携
- ・常任理事および一貫教育支援センターとの情報共有

オ 外部組織との連携

- ・警察、児童相談所との連携

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に拡散されてしまうこと、発信者の匿名性、その他インターネット（特に SNS）の特性をふまえて、インターネット上のいじめを防止し、生徒および保護者が効果的に対処できるように必要な啓発活動を行う。

(5) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護、ケア

- ・被害生徒の保護
- ・カウンセラーによる被害生徒とその保護者に対するケア
- ・家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

イ 加害生徒への働きかけ

- ・懲戒
- ・加害生徒とその保護者に対するケア

ウ 保護者との連携

- ・臨時保護者会の開催

エ 慶應義塾内の連携

- ・常任理事および一貫教育支援センターへの報告

オ 外部組織との連携

- ・いじめ防止対策推進法第 31 条にもとづく神奈川県知事への報告
- ・警察、児童相談所との連携、協力

4. いじめ防止対策委員会

(1) 設置の目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 委員の構成

生徒生活担当主事・生徒係（生徒生活担当）・相談室（担当教員・カウンセラー）で構成する。

(3) 活動内容

- ・生徒生活担当主事は、いじめ防止対策委員会を統括し、必要に応じてクラス担任や関係教職員、保護者、他の一貫教育校との連携や情報共有を図る。

- ・生徒係は、いじめに関する相談や報告があった場合に迅速に対応する。常設の「生徒係アドレス」によって、生徒からの相談に随時応じる。生徒生活担当主事と生徒係は、週1回の定例会議で情報を共有する。
- ・相談室は、生徒・保護者・教職員からの相談に随時応じる。カウンセラーは月曜から金曜まで毎日在室し、開室時間は9時から18時とする。いじめに関わるケースの場合は、速やかに担当主事に報告し、相談室担当教員や生徒係と連携する。

(4) 会議

- ・いじめ防止対策に遅滞や遺漏が生じないように適宜開催する。
- ・いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題への対応に関することを協議する。